

Opening 梶原中学校音楽部と
四国フィルメンバーによる演奏

歌劇「ウィリアム・テル」序曲 ロッシーニ

Ouverture de Guillaume Tell Gioachino Antonio Rossini

ヴァイオリン協奏曲ニ長調 作品 61

ベートーヴェン

Violin-Konzert D-dur Op.61 Ludwig van BEETHOVEN

ヴァイオリン独奏 ジェラルド・プーレ
Gérard Poulet

スペシャルゲスト 建築家 隈研吾氏

第 1896 回 隈研吾 木造建築の原点・ゆすはら座で世界的ヴァイオリニストが奏でる

トヨタコミュニティコンサート

in ゆすはら座 四国フィルハーモニー管弦楽団 雲の上のコンサート

2025.

3.23 日

14:00 開演 ゆすはら座

開場 13:30 高知県高岡郡梶原町梶原 1496 番地 1
(16:00 終演予定) 未就学児のご入場はご遠慮ください。

[全席自由]
2,000円

チケット
取扱い
12月2日(月)
発売開始

高知県立県民文化ホール、美術館ミュージアムショップ、高知市文化プラザ
かるぽーとミュージアムショップ、楽器堂各店
ゆすはら雲の上観光協会(ゆすはら・夢・未来館1階)

[主催] 四国フィルハーモニー管弦楽団 [共催] 梶原町、梶原町教育委員会、トヨタ自動車株式会社

[協賛] 高知県トヨタ販売会社グループ [協力] 公益社団法人日本アマチュアオーケストラ連盟

[後援] 高知県、高知県教育委員会、朝日新聞高知総局、高知新聞社、毎日新聞高知支局、読売新聞高知支局、RKC 高知放送、
KUTV テレビ高知、KSS さんさんテレビ、エフエム高知、高知新聞厚生文化事業団、高知県吹奏楽連盟、楽器堂

[お問い合わせ]
四国フィルハーモニー管弦楽団事務局
shikoku_phil@yahoo.co.jp

Facebook ページ Web サイト

トヨタは「いい町・いい社会」づくりをめざし、
アマチュアオーケストラ活動を1981年から応援しています。

WEBサイト

Instagram

指揮
澤 和樹

出演者紹介

管弦楽

四国フィルハーモニー管弦楽団

Shikoku Philharmonic Orchestra

四国フィルハーモニー管弦楽団は、1987年7月、高知県、愛媛県を中心とする各地の若い奏者たちが集まり結成。現在は、四国を中心に全国各地から多くの奏者が集まり、高知での定期公演や愛媛、香川での室内楽公演、オペラ、バレエなど、各地で好評を得ている。これまでに指揮者の豊嶋和史、星出豊、服部克久、本山秀毅、菊地俊一、中橋健太郎左衛門、現田茂夫、守山俊吾、澤和樹、直井大輔、田中祐子各氏と共演。
令和4年度高知県文化賞受賞。



指揮

澤 和樹

Kazuki Sawada

1979年、東京藝術大学大学院修了。「安宅賞」受賞。ロン＝ティボー、ヴィエニャフスキ、ミュンヘンなどの国際コンクールに入賞。イザイ・メダル、ボルドー音楽祭金メダル受賞などヴァイオリニストとして国際的に活躍。'80年より文化庁在外研修員としてロンドンに派遣され、ジョージ・パウク、ペラ・カトーナ両氏に師事。'84年に東京藝大に迎えられるとともに本格的な演奏活動を開始。'89年には、文部省在外研究員としてロンドンの王立音楽院に派遣され、さらに研鑽を重ねた。この時期、アマデウス弦楽四重奏団メンバーとの出会いにより澤クワルテットの結成を決意する。'96年より指揮活動を開始、九州交響楽団、東京フィル、日本フィル、札幌交響楽団、紀尾井ホール室内管弦楽団等にも客演し好評を博す。東京藝術大学音楽学部教授、音楽学部長を経て2016年より2022年まで東京藝術大学長。2023年、韓国文化体育観光部長官賞を受賞。現在、東京藝術大学・英国王立音楽院名誉教授。昭和音楽大学客員教授、東京大学先端科学技術センター・フェロー。ゆすはら未来大使。



ヴァイオリン

ジェラルド・プーレ

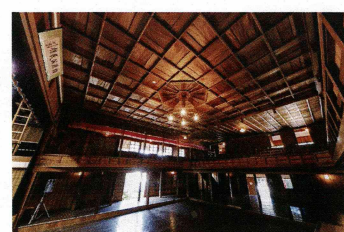
Gérard POULET

フランスの至宝。86歳を超えた今も、現役の巨匠ヴァイオリニストであり、偉大な教育者である。11歳でパリ国立高等音楽院に入学し、2年後に首席卒業。18歳でパガニーニ国際コンクール優勝。H・シェリング等の巨匠に師事。パリ管弦楽団、フランス国立管弦楽団等、共演したオーケストラは枚挙に暇がなく、世界中でソリストとして活躍。審査員(長)として数々の国際コンクールにも招かれる。長年教授を務めたパリ国立高等音楽院退官後、パリ市立音楽院とエコール・ノルマル音楽院で教鞭を執り、2005年から2009年までは東京芸術大学の客員・招聘教授を務めた。2010年から現在は昭和音楽大学で客員教授を務める。日本中でマスタークラスを行う。これまで数多くのコンクールで優勝者や上位入賞者を輩出し、日本のヴァイオリン界のレヴェルアップに貢献している。生涯で70枚以上のCD(LP)を出している。日本弦楽指導者協会、及び日本フォーレ協会の名誉会員。日本をこよなく愛し、日本とフランスをほぼ半々に生活している。1995年にフランス芸術文化勲章及び1999年に文化功労賞を受賞。2019年5月にフランス文化省から、フランス芸術文化勲章の最高位コマンドール(Commandeur de l'ordre des Arts et des Lettres)を叙勲。2019年8月に日本国内で第1回ジェラルド・プーレ・ヴァイオリン・コンクールを開催し、楽器の貸与を実施した。2023年8月の85歳になる前日に、メンデルスゾーンの協奏曲をオーケストラと録音する偉業を果たした。

www.gerard-poulet.com

ゆすはら座

『ゆすはら座』は、昭和23年に高知県梶原町が建設し、平成7年に現在の場所に移転復元された木造芝居小屋です。大正時代の和洋折衷様式を取り入れた建築物は、隈研吾氏が保存活動に関わる中で、その木の香りや床の音、そして時が止まるような居心地の良さを再発見した場所であり、彼にとって建築の原点とされています。



— 徹底しよう「三ない運動」 —

寄附禁止

正しく守って 明るい選挙



政治家の寄附禁止ルールブック

公益財団法人 明るい選挙推進協会

このリーフレットは、宝くじの社会貢献広報事業として
助成を受け作成されたものです。



贈らない 求めない 受け取らない



～政治家の寄附禁止～

政治家(候補者、立候補予定者、現に公職にある者)と
私たち有権者とのつながりはとても大切です。
しかし、金銭や品物でそれが左右されるのでは、いつまでたっても
明るい選挙、お金のかからない選挙に近づくことはできません。

寄附とは

寄附とは、金銭、物品などの供与またはその約束で、党費や
会費、町内会費など規約に定められたものや、物を買ったと
きの代金の支払いなどの債務の履行以外のものを言います。

政治家の寄附禁止とは

政治家(候補者、立候補予定者、現に公職にある者)が、選
挙期間中に限らず、選挙区内にある者に対して寄附をするこ
とは、名義のいかんに関わらず、罰則をもって禁止されてい
ます。

※政党その他の政治団体や親族(6親等以内の血族及び3親等以内の姻族)に対
するもの、政治教育集会に関する必要やむを得ない実費の補償(食事・食料
の提供を除く)は、禁止の対象から除かれます。

政治家が役職員または構成員となっている会社や団体が、選
挙区内にある者に対して、政治家の氏名を表示したり、氏名が
類推されるような形で寄附をすることも禁止されています。

政治家の後援会が、選挙区内にある者に対して行う寄附も、
同様に禁止されています。

有権者が政治家に対し、寄附を求めることも禁止されています。

こんなことが 寄附に当たるので注意しましょう!

冠婚葬祭

葬式への花輪や供花は
寄附に当たり禁止されています。



政治家から選挙区内にある者への祝儀や香典も寄附に当たりますが、
政治家本人が披露宴・葬式に出席して渡す
場合は、例外的に処罰の対象にはなりません。

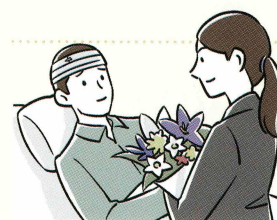
秘書が代理で出席して渡す場合や、
事前・事後に届けるものは
寄附に当たり処罰の対象となります。



- 予め定められた披露宴の会費を支払うことはできますが、
見込み額を支払うことは寄附に当たります。
- 祝電や弔電は寄附に当たりません。
- お布施について、読経など役務の対価と認められるものは
寄附に当たりません。
- 香典返しについて、その地域で社会習慣として定着している場合、
もらった額の半額程度であれば寄附に当たりません。

贈答品やお祝い、お見舞いなど

お歳暮やお中元、
入学・卒業祝い、出産祝い、
開店祝いの花輪、
旅行への饂飩、
バレンタインデーやホワイトデー
など、慣習として行われているものも
寄附に当たり禁止されています。

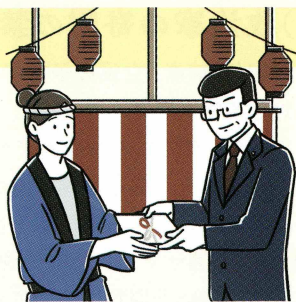


病気や怪我に対するお見舞いも
寄附に当たり禁止されています。

イベント関係

お祭りやスポーツ大会への 寄附や差し入れも

寄附に当たり禁止されています。



行く予定のないイベントのチケットを 購入することも寄附に当たり禁止されています。



忘年会や新年会などの会合に、予め決められた会費を支払うことは問題ありません。会費が設定されていない場合、実費を支払うことは可能ですが、見込み額を払うのは寄附に当たり禁止されています。

その他

- 被災地支援であっても、政治家が自身の選挙区内の**自治会等が行う募金に応じることは**寄附に当たり禁止されています。
- 政治家が自身の選挙区内で行われる**バザーに物品を提供すること**も寄附に当たり禁止されています。
- 政治家が自らの**報酬やボーナスの一部を返納すること**も寄附に当たり禁止されています。※減額には、報酬条例等の改正が必要になります。
- 政治家が自身の選挙区に対して「**ふるさと納税**」を行うことも寄附に当たり禁止されています。

『時候のあいさつ』などにも制限があります。

政治家が選挙区内にある者に年賀状（喪中による欠礼状も含む）や暑中見舞、クリスマスカードなどの時候のあいさつ状（電報・ファックスも含む）を出すのは、答礼のための自筆によるもの※以外は禁止されています。また、政治家や後援団体が選挙区内にある者に対し、慶弔（年賀や暑中・寒中や人の死亡など）や激励（地元高校の野球部への激励など）、支援への感謝、災害見舞などを意図して、新聞・雑誌・テレビ・ラジオなどで有料広告（いわゆる名刺広告など）を出すと処罰されます。このような広告を出すように求めることも禁止されています。

※自筆をコピーしたもの、署名のみ自書したもの、代筆のものは自筆には当たりません。



① 政治家の寄附の禁止

政治家（候補者、立候補予定者、現に公職にある者）が選挙区内にある者に対して寄附をすること※は、その時期や名義のいかんを問わず禁止されており、次のものを除きすべて罰則の対象となります。

- ①政治家本人が自ら出席する結婚披露宴における祝儀
 - ②政治家本人が自ら出席する葬式や通夜における香典
- （①や②であっても、選挙に関してなされた場合や通常一般の社交の程度をこえている場合は処罰されます。）

なお、政治家以外の者が、政治家名義の寄附をすることも罰則をもって禁止されています。

※政党その他の政治団体や親族に対するもの及び政治教育集会に関する必要やむを得ない実費の補償は除かれます。（政治教育集会に関する実費の補償のうち、食事や食料の提供は禁止され、罰則の対象となります。）

② 政治家に対する寄附の勧誘・要求の禁止

政治家に対し、寄附をするように勧誘や要求をすることも禁止されており、政治家を威迫して、あるいは政治家の当選または被選挙権を失わせる目的で勧誘や要求をすると処罰されます。政治家名義の寄附を求めることも禁止され、威迫して求めると処罰されます。

③ 政治家の関係団体の寄附の禁止

政治家が役職員、構成員である団体、会社が、選挙区内にある者に対して、政治家の氏名を表示したり、氏名が類推されるような方法で寄附をすることは禁止されており、選挙に関して寄附をすると処罰されます（政党に対するものは除かれます）。

④ 後援団体の寄附の禁止

後援団体（いわゆる後援会）が、選挙区内にある者に対して花輪、供花、香典、祝儀その他これらに類するものを出したり、後援団体の設立目的により行う行事や事業に関する寄附以外の寄附をすると、その時期や名義のいかんを問わず、処罰されます。

⑤ あいさつを目的とする有料広告の禁止

政治家や後援団体（いわゆる後援会）が、選挙区内にある者に対し、主としてあいさつを目的とする有料の広告（いわゆる名刺広告など）を新聞、雑誌、テレビ、ラジオなどに出すと処罰されます。なお、政治家や後援団体に対し、あいさつを目的とする有料の広告を求めることも禁止されており、威迫して求めると処罰されます。

⑥ 年賀状等のあいさつ状の禁止

政治家は、選挙区内にある者に対し、答礼のための自筆によるものを除き、年賀状、暑中見舞状などの時候のあいさつ状（電報なども含まれる）を出すことは禁止されています。

公民権の停止

- ① ② ③ ④ ⑤ によって処罰されると、
公民権停止※の対象となります。

※公民権停止とは、選挙への立候補、選挙での投票、選挙運動への参加等が禁止されること。